

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 5 件 |
| 国民年金関係 | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 3 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社における資格喪失日に係る記録を平成7年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月31日から7年1月1日まで
平成6年12月31日退職であるので、資格喪失日は平成7年1月1日になると思う。厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書、事業主から提出された雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（事業主通知用）の記録から、申立人は、申立事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額及び平成6年11月の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を平成7年1月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを6年12月31日と記録することは考え難いことから、事業主は、同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行った

ものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から 59 年 12 月までの国民年金保険料及び 61 年 7 月から 62 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 10 月から 59 年 12 月まで
② 昭和 61 年 7 月から 62 年 3 月まで

昭和 57 年 10 月ごろ、A 市役所 B 支所で国民年金に加入し、60 年 10 月に C 市へ引っ越した。

申立期間①の国民年金保険料及び②の付加保険料が未納であることに納得がいかない。

国民年金保険料を納付したことを証明する領収書は無いが、A 市でも、C 市でも、薬店を経営していて、当時の生活状況から、申立期間の国民年金保険料は納付していたと確信している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 1 月、国民年金に任意加入し、同年 2 月に国民年金手帳記号番号が払い出されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間①について、任意加入の場合は制度上、さかのぼって被保険者とはなり得ないことから、申立期間①の国民年金保険料を納付することができない。

さらに、申立期間②について、申立期間分の定額保険料を過年度納付していることが確認でき、制度上、この時点で遡^{そきゆう}及して付加保険料を納付することはできない。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から47年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年11月から47年6月まで
昭和47年3月に結婚し、その後、夫と一緒に国民年金に加入した。結婚前のことは全然念頭になく、「初めてです」と言って手続したことを覚えている。

しかし、結婚するまでの国民年金について考えると、父親が自分の国民年金保険料をきちんと払っていたということは、私の分もそうだったのではないかと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年3月に結婚するまで、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしていたとする申立人の父親は既に亡くなっているため、申立人の国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人は、結婚後の昭和47年10月に申立人の夫と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されており、その夫は同年6月末に厚生年金保険の資格を喪失し、夫婦共に同年7月にさかのぼって国民年金資格を取得していたことが確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録を調べたら、昭和 54 年 7 月 31 日資格喪失となっている。私は同年 7 月 31 日まで株式会社Aに勤務していたので、資格喪失日は同年 8 月 1 日になる。加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は所持していない。

また、申立人が、勤務していたとする株式会社Aは現存していることから、当該事業所に照会したところ、既に当時の関連資料は廃棄処分しているため、申立期間に係る厚生年金保険料の控除及び勤務実態について確認できない。

さらに、申立人に係る雇用保険の加入記録によれば、取得日は昭和 45 年 3 月 23 日、離職日は 54 年 7 月 30 日であることが確認できる。このことから、事業主は、申立人について、勤務の実態に即した届出を行っていたと認められる。

加えて、申立期間について、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立事業所における申立人の資格取得日は昭和 45 年 3 月 23 日、資格喪失日は 54 年 7 月 31 日と記録されており、この記録以外に申立人の氏名が見当たらず、健康保険整理番号に欠番は無い。

なお、申立人は、当該事業所における自身の退職日が、申立てのとおり昭和 54 年 7 月 31 日であったか、社会保険事務所の記録のとおり同年 7 月 30 日であるか、明確に記憶していない。

このほか、申立人の要望から、同僚等の供述も得られず、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月から 40 年 12 月まで
昭和 38 年 1 月に A 専門学校を卒業して、B 株式会社に入社し、40 年 12 月に退職したが、この間の厚生年金保険の記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 株式会社の当時の同僚からは、勤務期間は不明であるが、申立人は当該事業所に勤務していたとの供述が得られた一方、雇用保険の被保険者記録は無い上、当時の役員は、申立人は、申立期間当時、当該事業所には在籍していなかったと供述していることから、申立人が、当該事業所の業務に従事していたことは推認できるものの、直接雇用か請負等であったかの雇用形態、勤務期間等は不明である。

また、当時の事業主は、申立人に係る厚生年金保険料の控除、納付等について、合併により会社は存在せず、関係資料も無い上、当時の社員も連絡先が不明なため、確認することができないとしている。

さらに、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には申立人の名前の記載は無い。一方、同名簿において健康保険の整理番号の欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の関係資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年ころから 46 年 10 月ころまで

A社に就職し、最初は運転助手、運転免許を取得し運転手として2年ほど働いた。A社は、B市C町のD株式会社E支店のチャーターで仕事をしており、給与はD社の事務の人からもらっていた。再度年金記録の確認をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間中にD株式会社E支店の下請け業者であるA社に勤務していたことは、当時、D株式会社E支店に勤務し、A社で申立人と一緒に業務に従事していた複数の同僚の供述から、推認できる。

しかし、社会保険事務所保管の健康保険厚生年金保険適用事業所名簿の記録によると、A社は健康保険及び厚生年金保険の適用事業所としての加入記録は無い。

また、D株式会社E支店の代表者からは、当時はA社の事業主との請負契約により、石油製品の運搬業務をさせており、申立人は事業主に個人的に雇われていた可能性もあるとの供述があり、D株式会社E支店の元経理担当者からも、申立人については記憶になく、A社の事業主の下での勤務だったのではないかとの回答がある。

さらに、他の同僚からもA社の事業主は相当前に死亡しているが、当時はD株式会社E支店の下請けをしており、申立人も臨時社員として雇われていたのではないかとの供述がある。

加えて、D株式会社E支店の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間前後を含めて、上司、同僚の加入記録はあるが、申立人の加入記録は無く、一方、同原票において健康保険の整理番号の欠番が見られない

ことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難く、公共職業安定所に照会したところ、雇用保険の加入記録も確認できなかった。

また、申立人が、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の関係資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。